

告 訴 状

(1)

横浜地方検察庁
担当者 殿

令和 3 年 月 日

告訴人 山村 三郎

住 所

通 信

メ ル

被告訴人 横浜地方裁判所第 5 民事部
(裁判官 山田 真紀)

第 1 告訴趣旨

下記告訴事実に記載所為は、憲法 32 条受裁判権と刑法 193 条職権濫用罪に触れると思料しますので嚴重処分される事を求めます。

第 2 告訴事実

横浜地方裁判所第 5 民事部裁判官山田真紀は、担当裁判
令和 2 年 (ワ) 第 3631 号

受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件

に関わる口頭弁論を令和 03・07・09 日 13:30 分から開廷すると呼び出して置きながら、約 20 分間の口頭弁論に似せた行為を繕っただけで、本来の手続きである、原被告の攻撃防御を拒否した。

然も、過去の口頭弁論が同様事態で終結されて来た、之は告訴人の訴状主旨が、作文力不足と解し之等補足のためにも口頭弁論を懇願し且つ、従来通りの中身無で終結するならそれに準じた説明を賜るべく各書面と上申書で執拗に懇願したにも係わらず・強引に閉めた。

之は憲法 32 条・迅速法 2 条 3 項の完璧な違反と思料し、刑法 193 条職権濫用が根底を成していると思料できる。 (有絶対証拠)

また、準備書面呼び掛け事項の 1 つは、過去の敗訴理由が「虚偽」からである事、この嘘陳述を停止させることにあり且つ、不正表に集束した事柄への対峙を書面で求め返答が無ければ、容認した事と呼び掛け当然口頭弁論での真偽を期待し且つ、席上それを求めたが、返答無の事柄をも踏まえて判決すると嘯き・判決急行に拘り通常の口頭弁論を遮断した。

その上「弁論調書」には双方陳述との虚偽記載で詐欺行為も加罰した。

被告訴人は「調書」記載に於いても不正していることも加筆いたします。

告訴事実 表

#	犯罪事情	内容	思料法
1	主体（誰）	横浜地方裁判所（第5民事部；山田真紀） （本人訴訟者への裁所踏襲不正行為）	
2	共犯関係（誰と）	日本国裁判所（当面の対者:山田真紀） （日本国政府＝裁判所の政策的邪体質が・・・）	
3	原因・動機・目的 （何故）	弱文章力を弁論で補填するとしてきた 原因；令和2年(ワ)3631号 裁判	
4	犯罪日時 （どんな方法で）	令和3年7月9日 13:30～ #3の裁判手続きの口頭弁論に於いて	
5	犯罪の場所 （どこで）	横浜地方裁判所 第607号法廷 神奈川県横浜市	
6	犯罪の客体 （誰に対し何を）	令和2年(ワ)3631号他不法事項求責任処 理請求事件の原告請求人へ口頭弁論拒否	憲法 32 迅速 2-3
7	犯罪の方法	裁判所判決の不正への返答要求を逸らし 隠蔽の為に口頭弁論行為を拒否した	(裁法 49) (民訴 246)
8	犯罪行為→憲法 32 （何をしたか）	裁判の重要手続「口頭弁論」の拒否・遮断 過去の裁判での虚偽行為・・・求明確化回避	刑法 193 迅 2(民法1)
9	犯罪結果	訴訟主体は「工場移設約束反故」を正当化 その因・裁判所の民訴 246 違反のもみ消し	(民訴 209) 刑法 193
10	口頭弁論について （弁論根幹部分）	攻撃防御方法を適切に提出させ、必要性あ る時は提出時期を当時者に聞いて定める	裁判法 49 (民訴 160)
	民訴訟規則と民訴法	当法と告訴の関連は後述「別冊書面」と関 わり合いになるので補足説明時にします	

第3 告訴経緯（文後尾青字は証拠）

(1) 裁判経緯

「裁判経緯表」の通り邪兄（悪魔者と記す）が、昭和46・02・01日45年秋相続を絡めた弟への「工場移設提示」を詐欺ったことに発起する。（裁判経緯表）その裁判は、根も葉もない全くのデタラメ事情に本来の相続問題（とりわけ工場移設）を横道に引きずり込み相続問題をそらした事に裁判経緯させられた、つまり訴訟行為は通常弁護士がする事であることを裁判に無知な弟へ勝たせたくない司法社会の踏襲が、敗訴連続を現出させた。（#5-3 判決）その証拠は、平成14年「損賠裁判」で当初・・弁護士を付けるよう西村裁長から3回催促されたが、途轍もないデタラメさにまさかこれが認定・継続されるとは想像できず本人訴訟した。

そこえ経緯表NO6 損賠控訴で裁判原因を「鋼材購入金や・・タカリ断られ断絶状態」との違反判決がNO7 枠日程で送受、3/11日法廷での今回請求額100-前回敗訴負債50=50万円弟へ遣れば当裁判は終わる・・

「どうですか（兄弟だから？）話し合いますか」 （松田清裁長）

『一応判決お願いできますか』 （私・弟）

{ 3/11日 当・工場移設裁判の口頭弁論終結・・（授受計算勝訴宣告）
 { 3/末頃 デタラメ・損害賠償2審補足判決（民訴246違反判決）送受
 { 5/21日 工場移設明示裁判判決；地裁松田清は高裁威力を優先
 法廷勝訴は「2枚舌判決」でひっくり返した

弟裁判人生は、此処で区切られ方程式化し・・棄却敗訴が固定化した。

（#5-3 移設裁判判決書）

之には、平成6年相続登記抹消裁判で発覚した「文書偽造登記や当方弁士買収」・街宣の「暴力処罰法冤罪」そして平成22年の面談禁止裁判の「録音偽造」や新聞記事「弁士居れば有利」等々が追打ち、何でも仕放題が今の踏襲常習と成ってきてしまっていることである。（#4 判決書・8-2 本訴不利）

法治国家とし法に則って処理するのが、行政・法曹有名者或はこれに準ずる者が優先故、極めて不当な現実打ち負かされた。（倫理法3条）

前最高裁長官は、「裁判官の心得」と題しネット発信したが、表面上の綺麗事と共に現場は、現金や特異待遇に吊られ不正が罷り通っている。（裁判官の心得）弱者国民弟は、これに引き摺られ不正を押し付けられ経緯させられている。

(2) 裁判所の不正と法曹者間融通

刑事事情と共に弟の裁判行為を狂わせたのは、上記平成16年鬼頭季郎・違反補正判決を松田清判決・踏襲が「2枚舌判決」をした事にある。

之は、兄弟不仲原因を 1 審の工場移設詐欺ったとの判決事情に対し

「**鋼材購入金**や経営資金援助を申し入れた事」（民訴法 246 判決事項違反）
この全くのデタラメ補正判決が、次の本命「**工場移設明示裁判**」へ 2 枚舌
判決させた大きな圧力威力となって、以降へ弟を「**非**」に決定づけた
之には何らかの利益供与があっって、鬼頭が「**鋼材**」を故意不正表示した。
大人なら当然考えられることが想像できる、之を裁判所は内密にしている。
横浜地裁総務課岩崎係長に問質し之を正規に取り戻すよう口上したが為
平成 22 年面禁裁判判決日突如 15・6 人に雁字搦めされ「**ぶん殴られた**」。
この時裁判所総務課岩崎は、山村が暴れて居ると 110 番し、警察車 2 台
を前庭に待機させ、東京から国営暴漢屋鈴木千春を呼び寄せ、用意周到に
チップケな山村潰しと口封じに奔走、裁判所がぶん殴らせた。

（平成 25・10・10 日担当；沼田博副検事）

平成 9 年街宣に関わる冤罪事項は、悪魔者邪兄の公所癒着で弟を冤罪した。
これは、悪魔者供述調書に冤罪が露出してある。（#6-3 供述 P14・18・19）

即ち街宣受依者が「三郎さんからは街宣でやってくれないか」と頼まれた

P14「私達は、話し合いをしてそれからでいいと思っている」

P17 執拗に話し合いを求め、「他の右翼は即街宣するが私達は話

し合いをしてそれからでいい、話し合いましょう」

そもそも私弟は、その事情事件を **一切不知** です。（#4 判決書）

安倍元首相が桜会旅行 5,000 円会費と知らずに無罪と同様・・・**一切不知**

民事でも少し加えると

平成 23 年治療費残額請求での弁論「裁判長・・・」との 2 言目で強制退去

命令は、秋吉仁美の迅速法検討会での発言と実法廷は極端に逆様デタラメ

有絶対証拠

亦、平成 27 年傷害慰謝料請求での 1 審熊谷浩明 2 審菊池洋一の口頭弁

論と判決処理は裁判所がする裁判処理とは凡そ縁遠いデタラメである。

有絶対証拠

刑事事項処理・・・

1・昭和 40 年悪魔者の相続処理が、不動産登記抹消裁判で**偽造登記**が明
るみに出たものの 1 審は、相続と偽造登記が時効扱いで敗訴

控訴では、時効は執らない 52 年の偽造登記知らずに法律相談し・・・一切
ダメとされ相続は放置、その後工場移設約束詐欺られた事から不審に思
い、平成 6 年裁判して「**有印私文書偽造**」が発覚したが、1 審時効敗訴。
ところが高裁和解の席上、昭和 52 年法律相談の証を求められた。

2・此処で法相談「**領収書**」を当方弁士に提示したところ、これは使えない
とされ不提示で敗訴、開けてみたら当方神奈川県弁士 O と次の東京弁

士 T・の 2 人が買収されていたことが、他の弁護士相談で推測発覚した。然し、裁判は之へ見向きもしない、寧ろ揉消しを多方向からされ隠蔽を工作、明るみに出さないが為民法 1 条に絡め当訴訟したのが裁判所自ら揉消し、このために口頭弁論を中身無で閉廷したのである。(有絶対証拠)

(平成 25 年(八)82 号偽造録音暴き(裁長直井和夫) 証拠却下)

3・次の裁判所による・鬼頭季郎の民訴 246 不正は；双方の主張にもないので審議もされてない、それを判決した。(#前頁鋼材についてに準ず)

4・年代順では、街宣の冤罪ですが、受け止め方で如何様にもこじつけることであり前記状況を如何に処理されるか見守りたい。(#6-3 供述書)

5・平成 14 年損賠裁判の事項に関わる中身の全嘘は、法律に触れないとの事で取り上げられてない、この「嘘」が認定され損賠で 50 万円 22 年面禁で 80 万円+面談禁止は、裁判の不釣合いを問質したい。(#5-3・#5-7)

第 4 結果

貴庁からの返戻して

裁判官が弁論を打ち切ったこと等が不満・・・の様・・・

之は貴庁の 素人私 への先入観と思います、勿論この書面で意向を伝達できてない事が誤解を招いていることも事実の様ですが、之をも含め口頭で補足させていただきたく思っています。(但し、過日コロナ禍故不可との事)ところが今回は

これ等デタラメ事項の確認と邪兄そして裁判所の各対峙・・・如何に向かい合っているかを書面と口頭弁論で求め、加えて、判決と事実との乖離・・・筋道整合性等々とその説明をも求めたのです。

事実と判決は、明らかに違います・・・かと云ってそれを事実に合わせて逆転判決を求めているのでは決してない、事実を指摘し明らかにしたいそしてこれ以降は、裁判資料に書き込むことをするなってことです。

裁判では、邪兄のデタラメ事項が採用され・裁判所の不正補正が元で我が告訴人人生が破壊されているのです・・・この件・・・是非ご理解ください。

{ 尚、貴庁の素人が何ゆうか、裁判を知らず・弁護士付けずに不満ゆうな・・・ }
{ 弁護士云々は別にしても、裁判所の不正案件は別途明示し先入観を払拭します }

その事実確認後の判決は、裁判所が判断する事・それへの註文はしてない。その事実を提示させずに「之等を踏まえて・・・」判決するとしたのです。事実を明らかにせず踏まえようがない、明確な裁判所の不正行為であり、司法間の隠蔽です。弁論省略・拒否理由の説明を求めても返答は一切ない。

之だけで裁判の事件になると思えますが如何でしょう。

然し、今回は結果を罪名毎に記載せよとの達示、改めて司法の難しさを痛感しました、同時にこの無知故に貴庁に迷惑かけていることも知りました。ただ当時者に説明なく勝手に判決急行しての弁論打切りは、裁判所の不都合全部を覆い隠す為に弁論終結を強行した。之は紛れもない**事実**です。憲法 32 条に基づく権利妨害は、極めて明瞭です、権利行使を妨害し自らや法曹の 1 画を担う弁士付側「正」への露骨な配慮である。(倫理 3 条)

つまり、当事者の求めを拒絶し終結したのですから職務不履行にも及び裁判法 49 条にも拘わってくることになる・・・。

できてない個々の不正・対峙への返答がないのに、これ等を「踏まえて・・・」判決するとした・・・騙し討ちです、之は詐欺にも解せる事態である。

亦、裁判官の基本・基礎的職務に反している事柄であるから裁判料と諸経費加算し全額返納が、民主主義資本主義経済観点からの筋道でもある。当方に都合悪いことは**不正も含めて邪兄側に加担**、当方の真っ当な言分は口封じし、口頭弁論省略終結の勝手な強行・・・は・・・裁判の筋道が通らない。

上記「不正」とは、(主要不正) (茶色＝邪兄・赤色＝裁判所)

- ①平成 6 年(当方**弁護士買収**し「相続登記抹消裁判」を邪道勝訴)させた
亦、当訴訟で**有印私文書偽造**発覚・→時効 (刑法 159)
- ②同 9 年「暴力処罰**法違反との冤罪**」判決 泉警察；但野認定
- ③同 15 年虚偽の「損害賠償請求」中の工場移設約束の虚偽発言とこれを逸らす裁判行為→弟が**機械購入金タカリ**の嘘 民訴法 209 違反
- ④同 16 年「鬼頭損賠**補正判決**」 民訴法 246 違反
- ⑤同 16 年「工場移設明示裁判」口頭弁論最終日弟へ勝訴宣告、後上記高裁**不正補正判決書**が送受され高裁威力で逆転 刑法 247(2枚舌判決)

この 16 年事項 2 件が、今日今の裁判事情を現出させた・兄弟争いを複雑にし、司法者の不当デタラメ処理が繰り返される状況を創出した
--
- ⑥同 22 年「面禁裁判」12 名「**弁護士等による録音偽造容認**」訴状 P11

面会状況確認した事で嘘 証明 完を 証拠採用	{ 刑法 157—2 項(邪兄)
	{ 弾劾法 (裁判所)

(判決書 P19~20 工場移設約束存在は認定、邪兄抗弁を否定)

理解願えましたでしょうか、邪兄と弁護士そして裁判所の不正です、裁判の番度・・・組して回避逸らし隠蔽しているのです。これの証が「**別冊書面**」です、これを土台に当告訴状を再検証下されたい、お願いいたします。

#	隠蔽事項	内容 証拠・不正法
①	有印私文書偽造 (当方弁士買収)→ (平成6年(ワ)1737号) 記述証拠	登記抹消裁判判決；本体頁8・赤線部偽造認定 昭和52年相続弁士相談(偽造不知)→一切ダメ→諦める 1審=事項・2審=求・52年相談証・弁士領収書不提出 判決書本体P8；赤添え線部分 刑法159・
②	暴力等処罰法違反 →…冤罪 (平成9年(ワ)1733号) 記述証拠	邪兄へ街宣依頼す、受依者独断で邪兄訪問(刑60・222) 依頼者と打合日・受依者が時間余ったので単独訪問 通知ともとれるが、依頼者弟は訪問を「一切不知」 邪兄供述書P14・17
	検察庁へ虚言専門行 (虚言専門供述訪問) 記述証拠	供述書P5品…検察庁へわざわざ「嘘」専門に喋り供述 多数書類に金銭支援が書込まれているが、金銭授受は昭和 37年秋頃5万・7万の手形割引のみ・他一切無 ③供述書P5品中ほぼ全部嘘 刑法246-2・民訴209
③	相続・遺言逸らし裁判 (宣誓し虚偽陳述) (平成14年(ワ)3790号) 記述証拠	テマ受・損害賠償裁判=粗野な言動→50万円支払判決 相続・父遺言・工場移設…断交宣告争い核心逸らし裁判 揉消・画策悪巧みの証左は#2証文で500万円謝罪 判決書P5最下行・#2支店長証 民訴209・刑法246-2
④	判決事項違反 (兄弟不仲原因)→ 記述証拠	案件③裁判の2審判決での「補正」→民訴246違反 1審；移設約束反故→断交宣告・2審；鋼材購入資金等を タカリ断られて断絶状態…→捏造「補正判決」 2審判決書P5最下行部 弾劾法・(汚職？；刑法197)
⑤	弁論終日→勝訴宣告 (判決詐欺) (平成15ハ3727号) 記述証拠	工場移設明示裁判；③移設約束存在・受・認定を基に裁判、 口頭弁論最終日「請求100万/16千万-前回裁判負債50 万=50万弟にやれば終る、話合うか」・『求・判決』 法廷勝訴宣告 判決書騙し討ち…刑法246-2(判決詐欺)
	2枚舌判決 (③の判決関り) (裁長=松田清)→ 記述証拠	弁論終日=3/11日・送受・捏造判決=3/末・判決=5/21日 { 1審=邪兄が工場移設提示→昭和46年受・断交宣告 2審=鋼材購入金タカリ 2審判決その威力を採用→棄却 鬼頭季郎；弾劾法 松田；刑法246・裁所法49
⑥	弁士会での面会	平成14・03・21日邪兄家先祖参り、蹴飛ばされ受傷 ○巡查長仲介…治療費金額一任払い約束→スッポカシ 治療費11,240円矢の催促→弁士会で3者話合い
	録音偽造 面会→ (平成22年ワ2228号) 記述証拠	工場移設切出す→飯島弁士「裁判で終わってるダメ」 『なら話す事ない…帰る』 **30秒→35分へ偽造 弁士会館入退出紙・弁論調書…刑法161ノ2・刑法247

平成22年(ワ)2228号面談禁止裁判で証拠提出勝訴させた、平成25年(サ)82号損害賠償

別冊表・・説明

先に申し上げます、表に表示した頁のみ判読で不正事項は納得願えます。また、当別冊は、弁護士がするはずもない素人私がする為、私自身が信頼されねばならない、その為の邪兄と弁士そして裁官の不正事情の紹介です。

さて、当兄弟間騒動は、昭和 46・02・01 日邪兄が相続と親父遺言を絡めて約した工場移設約束破棄に起因するものの、「工場移設明示裁判」が平成 16 年受・デタラメ「損賠裁判 2 審」の捏造「補正判決」に影響されず口頭弁論終結時の 100-50=50 万円 ・・松田清裁長宣告通り、弟へ渡って居たらわざわざ当表で説明する必要もなく遠に決着していた。

即ち、損賠 2 審の「**鋼材購入代金や経営資金・・**」**タカリ**と云う**捏造補正判決**が無く且つ、独立した上目遣いしない裁判官宣告なら「移設裁判」は宣告通り終結し、我が訴追人生涯も大きく変わっていたと思える。

これを裁判所の悪魔だかシワ寄せかが、正道を覆したが為複雑な今があり、その間の諸々不正事項を裁判所自らが隠蔽・この為に当口頭弁論を悪辣訴訟指揮の基、強行終結させねばならず当方に皺寄せの結果となった。

その邪兄と裁判所不正事情は、供述書や各判決書に自ら書かれており今の弟の状況が、法治国家と名乗る国家事情にはそぐわない内事が判る。

書面だけで処理し通し、弁論を口封じし職権とやらが隠し通してきている。今回は裁判毎のデタラメ陳述を止めて欲しい・・それが為に、真っ当な口頭弁論を求めた、「**正負を口頭弁論の場で明確にし、各個対峙を問質した**」って事であったのが、強行終結で之への説明もない、之は裁判ではない。専制国家の強権政治そのものである、検察の良心真髓を期待します。

別な角度で見れば、のほほん国家日本のコロナに惑わされたアキレス腱であるかも知れない、検察の正面を見据えた真っ当な検証を賜りたい。

さて、そうは云っても素人でこの主旨を旨く説明できていない処は、裁判同様口頭で補足させて下されたい。この要望もコロナ禍で支障をきたしているやに窺ってはいますが、この邪兄とその弁護士そして**裁判所との特異な関係**事態はやりきれない思いです。裁判は国家的見ても生産性がない。余にも露骨で不当です、相談弁護士もうなります然し、職業柄際立った行動は躊躇し消極的です、ある意味これが日本社会であるのかも知れない。別な角度からすれば、この途轍もないデタラメ尽くしを大げさに言えば司法改善・改革にもつなげたい想いで居ます、それは裁判官各位の自覚だけです。貴委員の日本国司法改善にへも積極的関与をお願いいたします。

第5 社会性（別途の提言）

今日本の裁判件数は、刑事は 90 万件位・民事 150 万件・この内双方に代理人付 45%前後・本人同士 20%前後・訴額では 500 万円以下が 60%刑事事件では法務省統計で 75 万件検挙率 40%前後、窃盗犯が半数割合裁判回数では、統計が明確でないが本人訴訟で 1.2 回・弁護士付が 3 回位刑事事件は自白と否認では極端に回数が異なる、自白事件でも数回に渡る。

社会は、否世界は、コロナとオリンピックで大童の中担当者には、恐縮に思いますが、裁判の裁判になってないデタラメを是非理解ください。私が中身について判決へ言及は当然できないにしても、民事で当兄弟騒動の様に極端に三者揃って隠し続けるのは、裁判ではない事件屋です。ある場合は、既判力で裁判所が手抜きしている。1 回勝訴しその側に弁士が付きその相手が本人訴訟とし少しでも不満したらリストアップされ生涯陽の目を見れない仕組みは、裁判ではない専制国家の悪辣行為である。法治国家との纏った日本国裁判、裁判所は、手前味噌に悪方へ三権分立独立として、そこへ忍耐強い国民が我慢、有識者よ裁判活用せよと拡声する前に、裁判仕組みと裁官意識を変える・その自覚をさせるのが先。(民事司法・懇談会)

現実に弁護士へのアンケート調査で裁判は公正かの問いに肯定は 55%、国民権利は守られているかへは 40%が否定、国家として検討すべきである。私弟の裁判権は強引に剥奪された格好であることをも 1 度検証されたい。昔本音と建前って言葉があった、日本国裁判は、極端に立派な建前が整列しているやに見えるが、法廷での本人訴訟者へは逆さまである。然も之の捌場が、捌所がない、不服なら単に上訴せよである。世間は、弁護士と云うが善人ばかりではない、当弁護士同士の様に堂々と裏切り、恐らく抗弁も長けているであろうし国民は、ただ泣き寝入りする、唯一遠く途轍もない高い捌所は国会、その国会が目覚めて欲しい。

全ての者が勉強さえすれば法律や裁判技術が身につくことではない、この意味合いからすれば、裁判官は大儀でもある。かといってそれを極めた者同士が、勝手に組して振舞ってよい筈もない・結果は差別格差となる。学校で民主主義は、共産主義と違い、個人の能力と努力によって富と名声を得られるとした。之が今や富や権力は自主規制を求められ、ホドコシを強いられる・社会でもある。この変遷を逆手に取っているのが日本国裁判所である。親の財産を不正で貪りそれを邪使し法曹司法に注入・受側は益々肥え阿漕し対者へは、誣いリスト化して表を最もらしく装うこれが現実裁判所であり、社会国家の早期な手立てが必須である。

語訳：誣い＝あざむく・作り事を言う・ありもしない事を事実の様に言う

証拠判断資料

順番・頁	名称（頭記号は保管#）	内 容
01・P1	有・絶対証拠	事実証明 — . . —
02・・〃	裁判経緯表 A3・1 頁	1/3 頁；平成 16 年までの主要裁判を羅列 状況紹介・以降は裁判らしい裁判無
03・ 2	移設裁判判決書 （2 枚舌判決）	2 枚舌判決の原因は損賠 2 審の不正判決の圧力 1 審より格上 2 審のデタラメ違反判決の威力で敗訴
04・ 〃	抹消登記判決書	悪魔者が有印私文書偽造で相続独り占め これの呵責で工場移設提示・→開けてみたら詐欺
05・ 〃	新聞；本人訴訟不利 （当裁判口頭弁論）	本人訴訟は口頭弁論させない、口頭説明を封じる 亦、実質的に表現力ない故確実な主張に欠ける
06・ 〃	#14 裁判の心得 し	前最高裁長官・・実相を理解する 納得のいく裁判・・正義を宿す
07・ 3	民訴 246 条違反	提示し審議してない事柄は、判決できない それをあえて「補正判決」した
08・ 〃	鋼材について	鋼材云々は、私弟が不詳・どうして出てきたか 裁官・弟工場事情調べたか、悪魔者が邪言した・・！
09・・〃	有・絶対証拠 3 点	順番 1 同様 必要に応じて提示 — . . —
10・・4	平成 22 年受傷害事	取調べ平 25・10・10 日地検沼田副検事→邪無罪 雁字搦めされどう殴れるか・→検事・・返答無し
11・・〃	#5-1 損賠判決書	デタラメ事情並べて虚偽訴訟し、裁官同調勝訴さす 案件は事実もあるが、中身は全嘘・・然し勝訴
12・・〃	#5-7 面禁判決書	石原裁官うっかり口頭弁論開廷、一言で応答不可 このデタラメ無答弁へ石原裁長鼻肩同情一敗訴さす
13・・〃	判例表 ⑥ （平然と違反裁判す）	現裁判所嫌った者へは、全て口封じし敗訴さす 裁判にならない裁判を取り上げ名誉棄損さす
参考・1	#2 支店長証文・昭 47 （弁士大久保録音偽造）	工場移設詐欺った事謝罪・謝罪金 500 万円提示 後は悪辣大久保博弁士事務所が阿漕操作弟潰し
参考・2	#8-5 裁判の本筋	最高裁長官や当検事総長にしても綺麗事並べるが 現場は何処も変わり無、長官が法廷廻りするが由
参考・3 し	裁判所 HP より	裁判官の解説一原被告双方の主張を聴きとある 当担当裁判で被告訴人は、その職をしなかった

別冊 書面附随送付資料

- 1・特別刑事部・・・返戻し 書
- 2・別冊書面説明表
- 3・不正事実・・・説明資料
 - 1)平成6年ワ1737号所有権登記・・・抹消裁判；判決
 - 2)刑事事件 起訴状・判決書・2審判決書・供述調書 45頁品と5頁品
 - 3)テタラ；損害賠償判決書 1審（工場移設約束認定）
#2支店長証文（謝罪金500万円提示）
 - 4)テタラ；損害賠償2審判決書（兄弟不仲原因捏造判決）（裁長；鬼頭季郎）
 - 5)2枚舌・判決詐欺；工場移設明示裁判（裁長；松田清）
 - 6)偽造録音採用；面談禁止裁判
偽造録音暴き；損害賠償裁判・・・（証拠提示申立、1ヵ月後却下）
却下書（1・申出書 2・決定＝却下書）
- 4・建前上の正規資料

	全
1)ネット記事；最高裁長官「裁判官心得」	七
民事執行規則67条口頭弁論記録事項	頁
裁判官	本
書記官	体
口頭弁論他民争手順	八
- 2)新聞記事
 - 1)但木敬一 本来裁判
 - 2)裁判官欺き；訴訟詐欺
 - 3)山村金平（証文）
 - 4)法律相談・・・領収書
 - 5)本人訴訟不利

第67条 【口頭弁論調書の実質的記載事項・法第百六十条】

- 1 口頭弁論の調書には、弁論の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。
 - × ① 訴えの取下げ、和解、請求の放棄及び認諾並びに自白
 - × ② 法第147条の3（審理の計画）第1項の審理の計画が同項の規定により定められ、又は同条第4項の規定により変更されたときは、その定められ、又は変更された内容
 - × ③ 証人、当事者本人及び鑑定人の陳述
 - × ④ 証人、当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓をさせなかった理由
 - ⑤ 検証の結果
 - ⑥ 裁判長が記載を命じた事項及び当事者の請求により記載を許した事項
 - ⑦ 書面を作成しないでした裁判
 - ⑧ 裁判の言渡し
- 2 前項の規定にかかわらず、訴訟が裁判によらないで完結した場合には、裁判長の許可を得て、証人、当事者本人及び鑑定人の陳述並びに検証の結果の記載を省略することができる。ただし、当事者が訴訟の完結を知った日から一週間以内にその記載をすべき旨の申出をしたときは、この限りでない。
- 3 口頭弁論の調書には、弁論の要領のほか、当事者による攻撃又は防御の方法の提出の予定その他訴訟手続の進行に関する事項を記載することができる。

☐ 参照条文

第68条 配偶者暴力に関する保護命令手続規則第3条

サイト内検索 検索

文字サイズ調整 中

[裁判所トップページ](#) > [裁判手続の案内](#) > [裁判の登場人物](#) > [裁判官](#)

裁判所ホームページより
抜粋

語訳

聴き：身を入れて聞く・傾斜する

注意して耳にとめる・よく聞いて処理す

裁判官

裁判官は、憲法や法律に拘束されるほかは、良心に従って、独立して各事件について判断を行います（憲法第76条第3項）。

民事事件のうち民事訴訟では訴訟を起こした原告とその相手方である被告の双方の主張を聴き、提出された証拠を調べたりして、法律を適用し、原告の請求を認めてよいかを判断します。

民事訴訟は、一般に法廷で行われますが、少額訴訟などでは、当事者がリラックスした雰囲気の中で話ができるように、裁判官もだ円形のテーブルを囲んで着席するラウンドテーブル法廷を使ったりしています。それ以外の執行手続や倒産手続においても、当事者などから出される主張や証拠に基づいて、法律上の判断をするのが裁判官の仕事です。

刑事事件では、罪を犯したとして検察官に起訴された被告人について、検察官から提出された証拠を調べ、被告人やその弁護人の言い分や証拠も調べて、被告人が罪を犯したのかどうかを判断します。その上で、罪を犯したと認められる場合には、どのような刑罰を与えればいいのかも判断します。

また、捜査機関が強制捜査をする場合には、被疑者などの基本的な人権を守る観点から、原則として逮捕状や捜索差押令状などの令状が必要となりますが、これらの令状を発付するか否かを判断することも裁判官の仕事です。

家事事件のうち審判という手続では、裁判官が当事者の言い分を聴いたり、当事者が提出する証拠を調べるなどして、事案に応じて、家庭裁判所調査官の報告や参与員の意見を聴くなどした上で審判をします。

少年審判では、捜査機関から送られた記録などを調査した上で、少年、保護者、付添人の言い分を聴いたり、家庭裁判所調査官の調査結果の報告と意見を聴いたりして、少年が非行を犯したかどうか、今後の更生のためにはどのような処分が適当かを裁判官が判断します。

これらの裁判は、担当する裁判所や事件の内容などによって、一人の裁判官が取り扱う場合と複数の裁判官で構成する合議体で取り扱う場合があり、後者を合議制といいます。合議制で裁判を行う場合は、裁判官のうちの一人が裁判長として手続を進めていきます。

民事事件や家事事件で行われる調停という手続では、裁判官は2人以上の調停委員とともに調停委員会というチームを組んで手続を進めます。そこでは、当事者が互いに歩み寄って紛争を解決することができるように、当事者双方の話を聴き、話し合いによる解決を目指します。

裁判所書記官

裁判所ホームページより
抜 粹

[トップ](#) > [裁判手続案内](#) > [裁判の登場人物](#) > [裁判所書記官](#)

裁判所書記官は、裁判手続に関する記録等の作成・保管、民事訴訟法や刑事訴訟法といった手続法で定められた事務及び裁判官の行う法令や判例の調査の補助といった仕事をしています(裁判所法第60条)。

具体的には、裁判所書記官は、適正な手続を確保するため、法廷でのやりとりを法律的に構成した上で、必要な事項を記載した調書を作成したり、判決等に執行力を与えるための要件である執行文を付与したりしています。裁判所書記官によって作成された調書は、法廷でどのようなことが行われたかなどを公に証明する文書であり、法廷で行われた内容は、調書によってのみ証明されるという強い効力が認められています。

そのほかにも、裁判所書記官は、適正・迅速な裁判を実現するため、裁判官と協働して裁判運営を支えています。例えば、民事訴訟においては、裁判官との密接な連携の下、訴状に不備があれば原告に補正を促したり、期日を充実したものとするために弁護士や訴訟当事者等に必要な準備を促したりするなどして訴訟の円滑な進行を確保するために重要な役割を果たしています。刑事事件においても、検察官や弁護人から必要な情報を聴取して、適宜準備を促すなどして同様の重要な役割を果たしているほか、裁判員裁判においては、くじで選定された裁判員候補者の呼出しや、裁判員等選任手続への列席・調書の作成といった事務も行っています。また、家事事件や少年事件においても、事件の種類や内容に応じて様々な事務を行っており、適正・迅速な裁判を実現するための重要な役割を担っています。

さらに、裁判所書記官は、紛争を抱えて裁判所に来庁した人に対して手続の流れや申立ての方法を懇切に説明したりして、適切な紛争解決に結びつけるよう努めています。

このように、裁判所書記官は、裁判手続のあらゆる場面において、その高度な法的知識に基づいて、様々な事務を担当し、適正迅速な裁判の実現に重要な役割を果たしていることから、高い法律的素養を身につけなければなりません。そのため、裁判所書記官になるには、裁判所職員として採用された後、裁判所職員総合研修所において研修を受けて必要な知識等を修得することが必要です。

口頭弁論等

トップ > 裁判手続案内 > 裁判所が扱う事件 > 民事事件 > 口頭弁論等、

ア 訴状の審査等

事件の配てんを受けた裁判官(合議体で審理される事件については裁判長)は訴状を審査し、形式的に不備がなければ、口頭弁論期日を指定して当事者を呼び出します。訴状に不備があれば、裁判官(裁判長)は、原告に対して補正を命じます。

イ 口頭弁論

口頭弁論は、公開の法廷において、簡易裁判所では1人の裁判官により、地方裁判所では1人の裁判官又は3人の裁判官の合議体により、高等裁判所では原則として3人の裁判官の合議体により、それぞれ開かれます。地方裁判所については、法律に特別の規定がない限り1人の裁判官が審理することができます。もっとも、簡易裁判所の裁判に対する控訴事件は合議体で審理しなければなりませんし、事案が複雑困難である等の理由で合議体で審理する旨決定された事件についても、合議体で審理することになります。

口頭弁論期日においては、裁判長の指揮の下に、公開の法廷で手続が行われます。原、被告本人又はその訴訟代理人が出頭した上、事前に裁判所に提出した準備書面に基づいて主張を述べ、主張を裏付けるために証拠を提出することが要求されます。被告が欠席した場合には、被告が答弁書等において原告の請求を争う意図を明らかにしていない限り、不利な内容の判決が言い渡される可能性があります。

裁判長は、当事者の主張や立証に矛盾や不明確な点があれば、質問をしたり、次回期日にその点を明らかにするよう準備することを命ずることができます。この権限は釈明権と呼ばれます。

1. 裁判官
2. 裁判所書記官
3. 裁判所速記官
4. 廷吏
5. 原告代理人
6. 被告代理人



民事合議法廷

ウ 争点及び証拠の整理手続

判断に必要な事実関係について当事者間に争いがあり、争点及び証拠の整理を行う必要がある事件については、裁判所は、証人尋問等の証拠調べを争点に絞って効率的かつ集中的に行えるように準備するため、争点及び証拠整理手続を実施することができます。

この手続としては、準備的口頭弁論、弁論準備手続、書面による準備手続の3種類があり、裁判所は、事件の性質や内容に応じて最も適切な手続を選択することになります。準備的口頭弁論は、公開の法廷において行われ、争点等の整理に必要なあらゆる行為をすることができる点に特色があります。弁論準備手続は、法廷以外の準備室等において行われる必ずしも公開を要しない手続で、争点等の整理のために証人尋問をできないなどの制約がありますが、一方の当事者が遠隔地に居住している場合などには、電話会議システムによって手続を進めることもできます。書面による準備手続は、当事者が遠隔地に居住しているときなどに、両方の当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点等を整理する手続で、必要がある場合には電話会議システムにより争点等について協議することができます。

手続を終了するに当たっては、裁判所と当事者との間で、その後の証拠調べによって証明すべきこれらの事実を確認するものとされています。

エ 証拠調べ

口頭弁論又は争点及び証拠の整理手続において、当事者間の争点が明らかになれば、その争点について判断するために、裁判所は書証の取調べ、証人尋問、当事者尋問等の証拠調べの手続を行います。証人は、原則として尋問を申し出た当事者が最初に尋問し、その後に相手方が尋問することになっています。裁判所は、通常は当事者が尋問を終えた後に尋問を行います。もっとも、裁判長は、必要があると考えたときは、いつでも質問することができます。証人等の尋問の順序、誘導尋問に対する制限その他の尋問のルールは民事訴訟法及び民事訴訟規則に定められていますが、一般的に言って、英米法に

見られるような広範で厳格な証拠法則は、日本の制度には存在しません。証拠能力に関する判断は裁判所の裁量にゆだねられていますが、裁判所は、基本的に、職権で証拠調べをすることはできません。職権で行うことができる当事者尋問はその例外です。

証拠調べの結果から事実の存否を認定する事実認定の過程では、証拠の証明力の評価は、裁判所の裁量にゆだねられています。

オ 口頭弁論調書

口頭弁論については、立ち会った裁判所書記官が調書を作成しなければなりません。調書には、法廷で行われた証人、鑑定人、当事者本人の陳述のほか、当事者の主張や証拠の提出を記載し、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印をしなければなりません。また、裁判所には裁判所速記官がおり、裁判所書記官とともに口頭弁論に立ち会うことがあります。裁判所速記官の作成する速記録は、調書の一部として引用されます。

[次の説明へ](#)

関連ページ

- [民事事件 Q&A](#)
- [簡易裁判所の民事事件 Q&A](#)
- 1. [裁判手続案内](#)
 1. [裁判所が扱う事件](#)
 2. [裁判の登場人物](#)
 3. [裁判手続についての Q&A](#)
 4. [裁判の話題](#)
 5. [裁判手続を利用する方へ](#)

警 察 法

告訴状綴りより令03・07・31日

(この法律の目的)

第一条 この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。

(警察の責務)

第二条 警察は、個人生命、身体・財産保護に任じ、犯罪予防、鎮圧及び捜査、被疑者逮捕、交通取締・他公共の安全と秩序維持に当る・・・その責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られる・・・責務遂行には、不偏不党且つ公平中正を旨とし、・・・日本国憲法の・・・個人の権利及び自由の干渉・・・等権限を濫用することがあつてはならない。

(サービスの宣誓の内容)

第三条 この法律により警察職務を行うすべての職員は、・・・不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。

刑 法

(公務員職権濫用)

第 193 条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮を処する。

憲 法

第 3 2 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

迅速法

第 2 条

(裁判の迅速化)

第二条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続は二年以内・・・期間内に終局させ、その他の裁判・・・できるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標、充実手続を実施する・・・支える制度・体制整備を図ることで行われるものとする。

2 裁判の迅速化に係る前項の制度及び体制の整備は、・・・手続の整備、法曹人口増加、裁判所及び検察庁人的体制充実、弁護士体制整備等により行われる事

3 裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。